

第 6 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成28年12月13日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成28年12月13日（火曜日）

午前10時0分開議
午前11時3分休憩
午前11時7分開議
午後0時43分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第13号）

議案第10号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 熊本県条例の一斉点検の結果を踏まえ関係条例を廃止する条例の制定について

議案第15号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 財産の取得について

議案第21号 工事請負契約の変更について

議案第22号 熊本復旧・復興4カ年戦略の策定について

議案第23号 当せん金付証券の発売について

議案第24号 当せん金付証券の発売総額の変更について

議案第34号 指定管理者の指定の期間の変更について

報告第1号 専決処分の報告について

請第22号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願

閉会中の継続審査事件について

報告事項

①熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証の現状報告

②熊本都市圏東部地域グランドデザイン「大空港構想NextStage」の素案について

③川辺川ダム問題について

出席委員（8人）

委員長 高木 健次
副委員長 緒方 勇二
委員 小杉 直
委員 氷室 雄一郎
委員 荒木 章博
委員 鎌田 聡
委員 小早川 宗弘
委員 河津 修司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂本 浩
危機管理監 本田 圭
秘書課長 横尾 徹也
広報課課長補佐 工藤 晃
危機管理防災課長 間宮 将大
知事公室付政策調整監 府高 隆

総務部

部長 池田敬之
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 大村裕司
 総務私学局長 古森美津代
 人事課長 平井宏英
 財政課長 竹内信義
 県政情報文書課長 田原牧人
 首席審議員
 兼総務事務センター長 下村弘之
 財産経営課長 満原裕治
 私学振興課長 塘岡弘幸
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 沼川敦彦
 消防保安課長 松岡大智
 税務課長 井芹護利
 企画振興部
 企画振興部長 島崎征夫
 政策審議監 山本國雄
 地域・文化振興局長 斉藤浩幸
 首席審議員兼企画課長 吉田誠
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 小牧裕明
 文化企画・
 世界遺産推進課長 手島伸介
 川辺川ダム総合対策課長 吉野昇治
 交通政策課長 藤井一恵
 政策監 内田清之
 情報企画課長 松永正伸
 情報企画監 島田政次
 統計調査課長 坂本富明
 出納局
 会計管理者兼出納局長 出田貴康
 会計課長 瀬戸浩一
 管理調達課長 石川修
 人事委員会事務局
 局長 山口達人
 総務課長 井上知行
 公務員課長 西尾浩明
 監査委員事務局
 局長 高山寿一郎

首席審議員兼監査監 佐藤美智子
 監査監 小原信
 監査監 田原英介
 議会事務局
 局長 吉田勝也
 次長兼総務課長 中島昭則
 議事課長 中原敬喜
 政務調査課長 上村祐司

事務局職員出席者

議事課主幹 甲斐博
 政務調査課課長補佐 岩永千夏

午前10時0分開議

○高木健次委員長 ただいまから、第6回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、今回付託されました請第22号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第22号についての説明者を入室させていただきます。

（請第22号の説明者入室）

○高木健次委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第22号の説明者の趣旨説明）

○高木健次委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第22号の説明者退室）

○高木健次委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明が行われる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔

をお願いします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○池田総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るための事業、国の第2次補正予算に対応する事業など、合計409億6,100万円を計上してございます。

また、債務負担行為といたしまして、早期発注により来年度前半の事業量を確保する、いわゆるゼロ県債などを設定してございます。

このほか、条例案件や県政運営の新たな基本方針となります熊本復旧・復興4カ年戦略の策定や専決処分の報告などにつきましても、あわせて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高木健次委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○竹内財政課長 財政課長の竹内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明いたします。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

12月補正予算の概要について御説明いたします。

今回の一般会計予算は、総務部長のほうか

ら御説明いたしましたとおり、熊本地震からの速やかな復旧、復興、国の第2次補正予算に対応する事業など、資料記載のとおり、総額409億6,100万円の増額補正となります。補正後の予算規模は1兆3,802億7,600万円となります。

また、債務負担行為として、早期発注により来年度前半の事業量を確保いたします、いわゆるゼロ県債などを設定しているところでございます。

下段の表、こちらのほうは、一般会計のほか、特別会計と企業会計の補正予算の内訳を記載しております。それぞれ所管の委員会で御審議いただくこととなっております。

次に、2ページと3ページをお開きいただきますでしょうか。

歳入予算の内訳でございます。

3ページの9、国庫支出金と14、諸収入、それから、15、県債、こちらが多くなっておりますが、いずれも熊本地震からの復旧関係事業に伴うものでございます。

続いて、4ページをお開きください。

こちらと5ページで、歳出予算の内訳を記載しております。

歳出予算の主な事業といたしましては、4ページの(4)その他に、制度融資としての中小企業金融総合支援事業、それから、平成28年熊本地震復興基金を活用いたしました市町村交付金を計上しております。

また、5ページの(1)の普通建設事業費の補助分では、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費など、(2)の災害復旧事業費では、私立学校施設の災害復旧事業、それから(3)の国直轄事業負担金では、熊本地震に係る災害復旧事業の負担金を計上しております。

1枚おめくりいただきまして、6ページのほうをお願いいたします。

こちらは、今回の補正に伴い必要となります地方債の補正の内容でございます。

続いて、7ページのほうをお願いいたしま

す。

ここから11ページまで、平成28年熊本地震復興基金を活用いたしました事業の概要について記載しております。

9月定例会におきまして、基金条例の制定とともに、上段枠囲み内に記載のとおり、基金のほうを523.2億円予算化させていただいております。そのうち510億円を基本事業分といたしまして、被災市町村が実施する事業を中心に、活用事業ごとの統一ルールを県のほうで定めまして、市町村に配分することとしております。

この基本事業分、枠の下の方に書いておりますが、約半分の250億円程度を第1次配分といたしまして、下の5つの区分、①被災者の生活支援、②被災宅地の復旧支援、③防災・安全対策、④公共施設等の復旧支援、⑤地域コミュニティー施設の復旧支援、これらに活用することにつきまして、10月14日に開催いたしました市町村長との意見交換におきまして、各市町村とも共有したところでございます。

これを受けまして、本定例会におきましては、右側黒矢印のほうでございますが、市町村実施分といたしまして22.5億円、県実施分といたしまして3.4億円、合計で約26億円を提案させていただいております。

このうち市町村実施分の予算につきましては、市町村課の自治振興費の市町村行財政支援費の中で、平成28年熊本地震復興基金交付金として一括計上しております。こちらについては、当委員会のほうで御審議いただくことになっております。

それから、下の県実施分につきましては、庁内各部において予算化いたしますため、事業ごとにそれぞれの関係常任委員会で御審議いただくこととなります。

なお、一番下の枠囲みに記載しておりますとおり、基本事業分の①から⑤以外の事項につきましては、第2次以降の配分といたしま

して、今後、地域住民の方々や民間団体の方などの御意見も伺いながら、配分を検討していくこととしております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、基本事業分の今回の全体概要を御説明させていただきます。

まず、基本事業の先ほど申し上げた5つの区分に応じまして、ここから11ページにかけて、12月補正予算対応の事業をまとめているところでございます。

表題の下のほうに凡例をちょっと書いておりますが、事業名の頭に三角の印をつけているものが2月定例会以降に予算化をする事業、それから、事業名の後ろに県を黒い丸で囲んでいるものがございますけれども、こちらについては、県が実施主体となって実施するものでございます。何もマークを付していない事業につきましては、全て市町村が事業主体となって実施するものでございます。

それではまず、基本事業1の被災者の生活支援でございますが、こちら三角2つございますが、こちらにつきましては、現在、県予算での対応を行っていますが、来年度以降、引き続き実施したいと考えておりますので、29年度当初予算において、復興基金の活用を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、その下、住宅再建支援(二重ローン対策)事業でございますが、こちらは二重ローンを抱える被災者の方に支援を行うものでございます。

なお、今回予算化する事業につきましては、想定しております支援対象を枠囲みの中に記載する形としております。こちらで申しますと、対象を年収1,000万円以下で既存債務500万円以上など、補助率10分の10、補助上限50万円というのを書いておりますが、こういった形でそれぞれ記載をさせていただいているところでございます。

それから、その下、被災生徒授業料等減免

補助事業でございますが、こちらについては、私立幼稚園に通う児童の授業料に対して支援を行うものでございます。

下のページ、9ページをお願いします。

認可外保育施設利用者支援事業と、その下、放課後児童クラブ利用者支援事業につきましては、被災者の方の経済的負担軽減のために保育料や利用料を支援するものでございます。

次に、基本事業2の被災宅地の復旧支援でございますが、こちらについては、被災宅地復旧支援事業というのを考えているんですが、現在、国に対して国庫補助の拡充要望を行っております。そういったこともございまして、2月定例会以降での予算化を考えているところでございます。

それから、基本事業の3、防災・安全対策ですが、生活再建住宅支援事業につきまして、住宅耐震化支援事業でございますが、旧耐震基準で昭和56年以前に建築された住宅、それから、今回の熊本地震により被害を受けた住宅を対象に、今後の大規模地震に備えまして耐震診断への支援を行うものでございます。

おめくりいただきまして、10ページのほうをお願いいたします。

基本事業4の公共施設等の復旧支援といたしまして、地域水道施設復旧事業でございますが、被災した民営の水道施設復旧への支援を行うものです。

その下、農家の自力復旧支援ですが、こちらは、農家の方がみずから農地を復旧する際に、国庫補助の対象とならないものへ支援を行うものでございます。

その下、三角がついています私道復旧事業につきましては、先ほど申し上げた被災宅地復旧支援などとあわせて支援対象範囲などを検討する必要もございまして、2月定例会以降に予算化する予定にしております。

最後に、基本事業5、地域コミュニティー

施設の復旧支援についてでございます。

まず、地域コミュニティー施設等再建支援事業ですが、これは被災した地域や集落等で長年利用されてこられました未指定文化財などの地域コミュニティー施設の復旧を支援するものでございます。

対象要件は、枠囲みの中に記載のとおり、政教分離原則等も踏まえながら活用していただくことを考えております。

なお、指定文化財の復旧につきましては、教育委員会所管の平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金により支援等を考えていくということにしております。

下の11ページのほうをお願いいたします。

自治公民館再建支援事業でございますが、こちらは、まずは認可地縁団体への移行手続をしていただいて、市町村が地方債を財源に支援することを原則として、事情によって認可地縁団体が設立できない場合には、復興基金を活用していただくというものでございます。

その下、最後は消防団詰所の再建支援事業ですが、地区などの所有となっています消防団詰所につきまして、市町村に所有権移転をしていただいて、地方債を財源として復旧することを原則として、事情によって所有権移転ができない場合、こちらについても、自治公民館と同様、復興基金を活用して支援を行うというものです。

以上が12月補正予算の概要でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いします。

○工藤広報課課長補佐 広報課でございます。

本日、課長が委員会を欠席させていただいており、私がかわりまして説明をさせていただきます。

資料の14ページをお願いいたします。

広報課、債務負担行為の設定につきまして、平成29年度に、広報関係業務として4,690万円余、首都圏広報業務としまして980万円余を限度額として計上しております。

上段の広報関係業務につきましては、広報誌の制作、テレビ広報及びインターネットマガジンによるWEB活用広報の3つの事業でございます。

また、下段の首都圏広報業務は、マスコミ業界に通じたPR会社を通じて首都圏向けの効果的な広報を行う、いわゆるパブリシティーサポート業務でございます。

いずれも新年度から実施できるよう、本年度内に業務委託契約を締結する必要がありますので、企画コンペの実施により契約締結までに期間を要するため、12月議会で提案をさせていただくものでございます。

広報課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1枚お戻りいただきまして、13ページをお願いいたします。

防災総務費につきまして、500万円の増額補正をお願いしております。

補正の内容は、右側説明欄記載のとおり、平成28年10月8日に発生をいたしました阿蘇中岳の噴火によって被害を受けられた市町村の降灰対策事業に対して助成を行うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

おめくりいただきまして、16ページのほうをお願いいたします。

上段、一般管理費といたしまして2,400万

円余の増額補正を計上しております。

これは、右側の説明欄記載のとおり、熊本地震応援のために他の自治体から派遣されております職員に対しまして赴任及び帰任旅費のための経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料の16ページ、下段をお願いいたします。

大学施設災害復旧費でございますが、1,800万円余の増額をお願いしております。

これは地震対応分でございますが、県立大学における施設、設備の復旧に要する経費のうち、国庫補助対象分以外の小規模な施設の被害または設備の購入に伴う経費でございます。

次に、資料19ページ、上段をお願いいたします。

繰越明許費についてでございますが、県立大学施設災害復旧事業、国庫補助分を受けての事業でございますが、平成28年度予算額のうち3,900万円について、29年度への繰り越しを計上しております。

これは、熊本地震による被害が県内において大規模に及ぶことから、建設機器、建設資材、労働力等が不足しており、年度内の事業の完了が困難な状況となったため、設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料19ページの下段をお願いいたします。

繰越明許費でございますが、まず、財産管理費でございます。

通常分の財産管理費とFM推進県有施設集約化事業の合わせて5,900万円について、翌年度への繰越しを計上いたしております。

通常分の財産管理費は、これは新公有財産管理システムを本年度中に開発することといたしておりますけれども、熊本地震の影響を受けまして、公有財産の確認が一部できず、システム開発のうちデータ移行を延ばさざるを得ない状況になりましたので、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

また、FM推進県有施設集約化事業は、県北広域本部の菊池庁舎の書庫を整備する事業でございますが、庁舎敷地内の建築予定地に埋蔵文化財が確認されまして、その調査をする必要がございました。その結果、年度内の事業完了が困難となったことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、総務施設災害復旧費としまして5億1,700万円の翌年度への繰越しを計上いたしております。

これは、被災した庁舎などの復旧経費でございますが、調査、設計に想定以上の時間がかかりまして、年度内の事業完了が困難となったことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為についてでございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

八代総合庁舎の空調等の設備改修でございます。

各総合庁舎の設備につきましては、計画的に設備の更新を行って経費の平準化を行っているところでございます。八代総合庁舎につきましては、本年度、設計を行い、来年度、工事を施工する予定でございます。工事に要する工期確保のため、本年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。よろしくお願いいたします。

ページを戻っていただきまして、説明資料の17ページをお願いいたします。

私学振興課は、私学振興費及び教育施設災害復旧費で増額をお願いしております。

まず、私学振興費ですが、1億円余を計上しております。これは熊本地震で被害を受けた私立幼稚園児のための助成費でございます。

右の説明欄、上段をごらんください。

(1)被災生徒授業料等減免補助事業ですが、熊本地震で被災し、就園が困難となった幼児の保育料等を減免する私立幼稚園に対し、当該減免相当額の助成を行うものです。なお、財源は、全額復興基金をお願いしております。

次に、その下(2)被災幼児就園支援事業ですが、こちらは、熊本地震で被災し、就園支援が必要となった私立幼稚園児に対しまして、市町村が幼稚園就園奨励事業を実施した場合に要する経費を助成するものです。なお、全額国庫補助で賄われることになっております。

続きまして、教育施設災害復旧費でございますが、21億8,500万円余を計上しております。

右の説明欄、下段をごらんください。

教育施設災害復旧費のうち、私立学校施設災害復旧事業でございます。

熊本地震により被災した私立学校が、施設の復旧を行う場合に要する経費について、私立学校へ助成を行うものです。

私立中・高・幼稚園等に対しましては、9月定例会において議決いただきました国の間接補助分に加え、さらに6分の1を、国の間接補助がない専修学校及び各種学校へは4分の1を助成することとしております。

その結果、学校の負担は、中学、高校及び

一般の幼稚園が6分の1、幼稚園型認定こども園などの特定私立幼稚園等が12分の1、専修学校、各種学校が4分の1となります。

続きまして、繰越明許費の設定ですが、20ページをお願いいたします。

上段の私学振興課分をごらんください。

私立学校施設安全ストック形成促進事業の1億1,900万円及び私立学校施設災害復旧事業の41億3,700万円について、平成29年度への繰り越しをお願いするものです。

まず、私立学校施設安全ストック形成促進事業ですが、耐震診断、耐震補強及び耐震改築等に要する経費の一部を助成するものです。

耐震改築1棟及び非構造部材の耐震対策1棟につきまして、去る10月に成立した国の2次補正に対する事業でありまして、工事期間が確保できず、今年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、私立学校施設災害復旧事業については、県内における災害復旧関係工事が相当数に上っておりまして、被災した学校では、資材や人材が不足していて工事の進捗がおくれ、工事完了の見通しがなかなか立たない状況にございます。

さらに、国の災害査定を経て補助対象額が決定されますが、現時点で全体の16%程度しか査定が終わっていないため、補助対象額の総額が確定しておらず、繰越額の見込みも立たないことから、9月補正分と今定例会に提案している分との合計額のほぼ全額について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

2事業において、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

下段をごらんください。

まず、熊本時習館特別支援相談員派遣事業

は、発達障害に関する専門家を各私立学校に派遣し、生徒に関する助言等の支援を行うものです。

次の熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバルな人材を育成するため、海外チャレンジ塾等により海外大学進学や留学を総合的に支援するものです。

いずれも4月から切れ目なく継続して生徒や学校への支援を行うには、年度内に受託契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。よろしく申し上げます。

17ページ下段をお願いいたします。

自治振興費につきまして、22億5,300万円の増額を計上させていただいております。

右側の説明欄をごらんください。

冒頭に財政課長から説明がありましたとおり、平成28年熊本地震復興基金を活用した事業として、県分、市町村分合わせて約26億円の予算を計上しておりますが、このうち市町村の復旧、復興の取り組みに関する交付金分としまして、市町村課で一括計上をしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松岡消防保安課長 消防保安課でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料の18ページをお願いいたします。

上段でございますが、消防保安課は、消防指導費1,500万円の増額補正をお願いいたしております。

右説明欄にございますとおり、これは、本年10月10日に小国町の宮原で発生いたしました火災について、小国町が行います瓦れき処理事業に対して、県として助成を行うもので

ございます。

続きまして、資料20ページをお願いいたします。

20ページの下段でございますが、繰越明許費の設定をお願いいたしております。

総務施設災害復旧費でございますが、2億6,800万円の設定をお願いいたしております。

これは、さきの熊本地震で損傷いたしました消防学校の屋内訓練場、救急棟等の災害復旧費について、当初の想定以上に損傷が激しく、被災状況確認のための応急調査及び詳細調査に時間を要したために繰り越しを行うものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

まず、21ページの上段、防災総務費でございますが、防災消防ヘリコプター管理運営費、29億2,000万円の繰越明許費の設定をお願いしております。

これは、今回、財産取得の議案を別途提案いたしておりますけれども、防災消防ヘリコプターの機体の更新につきまして、納入の時期が平成29年度の後半になる見込みであることから、繰り越しを行うものでございます。

次に、同じく下段の消防指導費でございますが、消防学校教育訓練機能強化事業、700万円の繰越明許費設定をお願いいたしております。

これは、熊本地震の影響により、積算に必要な基礎資料を業者等から収集するための時間を要しているということで繰り越しを行うものでございます。

消防保安課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○井芹税務課長 税務課でございます。よろしくお願いをいたします。

説明資料の18ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。18ページ下段をお願いいた

いたします。

賦課徴収費で93万1,000円の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

県税の賦課及び徴収に要する経費ですが、これは、別途御提案申しております県税災害減免条例の一部改正条例案において、災害で被災した自動車や軽自動車のかわりとなる自動車等を取得した場合に課税される自動車取得税の免除制度を新たに設けることとしておりますが、その場合、自動車税事務所での電話相談や申請受け付け業務が今後増大することが見込まれますことから、その補助業務を行う臨時職員を雇用する経費でございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○小牧地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料25ページの上段をお願いいたします。

繰越明許費でございます。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の本年度予算額のうち400万円について、翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。

環境省の補助事業を活用して水俣市が行う湯の鶴温泉街拠点公園整備において、地権者との用地交渉に不測の時間を要したことから、年度内の事業完了が困難な状況となっており、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

同じく、説明資料の25ページの下段をお願いいたします。

繰越明許費でございますが、県立劇場施設

災害復旧費に要します経費11億3,600万円につきまして、主な工事でございます外壁プレキャストコンクリート板の復旧工法の検討に時間を要しましたこと、また、5億円以上の契約となるため、入札、仮契約を経て議会で契約の御承認をいただく必要もございましたため、年度内の工事完了が困難な状況となっており、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、債務負担行為の設定でございます。

説明資料の27ページ、上段のほうをお願いいたします。

県立劇場管理運営業務といたしまして、平成29年度から平成30年度までに、限度額7億9,200万円余の設定をお願いしております。これは県立劇場の管理運営業務を指定管理者に委託するための経費でございます。

熊本県立劇場は、後ほど条例等議案で詳細を御説明させていただきますが、熊本地震の被災を受けて、現行指定期間の2年間延長をお願いすることとしており、その2年間の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料の26ページ、上段をお願いいたします。

繰越明許費でございます。

五木村振興道路整備(受託)事業の本年度予算額のうち5,100万円につきまして、翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。

この事業は、村からの要請を受け、村道神屋敷線の整備を県が受託して行うものですが、関係機関との協議に時間がかかり、設計がおくれたため、年度内の完了が困難となり、繰越明許費の設定をお願いするものでござ

います。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の24ページの上段をお願いいたします。

計画調査費として1,200万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

まず、空港整備促進費につきまして、通常分、空港周辺地域活性化事業として、阿蘇くまもと空港の玄関口と位置づけております肥後大津駅の愛称化に伴う駅名表示板や看板改修等に要する経費、500万円を計上しております。

次に、交通整備促進費につきまして、国の経済対策分、鉄道軌道輸送対策事業として、球磨川鉄道が平成29年度に実施予定の鉄道基盤施設の整備が前倒しで認められたため、それに要する経費700万円余を計上しております。

続きまして、説明資料の26ページの下段をお願いいたします。

繰越明許費でございます。

先ほど御説明しました鉄道軌道輸送対策事業790万円余は、年度内に事業完了が見込めないため、繰り越しの設定をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料27ページの下段をお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、これは、本庁と地域振興局とを結ぶ熊本県総合行政ネットワーク等の管理、運営に係る平成29

年度の業務委託につきまして、平成29年4月1日から委託をするために、本年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○坂本統計調査課長 統計調査課でございます。よろしく願います。

説明資料24ページの下段をお願いいたします。

委託統計費として200万円余の増額をお願いしております。

総務省から委託を受けて実施しております経済センサス活動調査に要する経費について、国からの追加交付に係る増額補正でございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○石川管理調達課長 管理調達課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございますけれども、これは、特別支援学校や消防学校など、8件の給食業務の委託に係るものでございます。

1ページお開きいただきまして、30ページをお願いいたします。

ここからは債務負担行為の変更分でございますが、まず、上段の県有施設等管理業務につきましては、県庁舎や振興局庁舎の清掃及び設備機器の保守点検など、全部で151件の業務委託分に係るものでございます。

次に、中段の情報処理関連業務でございますけれども、これは、防災情報ネットワークシステムなど、情報システムの保守点検に係る28件の業務委託分でございます。

最後に、下段の事務機器等賃借でございますけれども、これは、美術館本館の監視カメ

ラのリースほか、4件の機材のリースに係るものでございます。

以上、いずれも来年4月1日から業務を委託するために、年度内に契約を行う必要がありますが、一般競争入札等の手続によりまして契約期間までに期間を要することから、今議会での債務負担行為の設定をお願いしているものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○上村政務調査課長 政務調査課でございます。

資料の32ページをお願いいたします。

事務局費において、議会史の編さんに係る経費としまして1,000万円の繰越明許費の設定をお願いしております。

議会事務局では、平成25年度から平成28年度までの4カ年計画で県議会史の第8巻の編さんを行っておりまして、最終年度であります今年度は、上半期で原稿の作成を完了し、下半期は印刷、製本を行う予定でありました。しかしながら、4月に発生しました熊本地震により、原稿の作成をお願いしております執筆者の方々が被災され、また、執筆者のうちのお1人の方が病気により亡くなりましたことから、執筆作業に影響が生じ、原稿の完成がおくれることとなりました。

このことによりまして、印刷、製本に要する期間を確保することができなくなり、年度内の完了が困難となったため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料は飛びまして、56ページをお願いいたします。

第21号工事請負契約の変更についてでござ

います。

変更の内容等は、57ページで御説明をさせていただきます。

工事名は、熊本県防災行政無線システム再整備工事でございます。

変更内容は、契約金額60億4,800万円を63億600万円余とするもので、2億5,800万円余の増額でございます。

変更理由は、地盤改良工事等の追加のためでございます。

工期は、当初の契約と変更なく、平成29年3月3日まででございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○平井人事課長 人事課でございます。よろしくお願いたします。

資料はお戻りいただきまして、33ページをお願いたします。

第10号議案、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度でございますが、この法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正するというものでございます。

資料の35ページで御説明させていただきたいと思ひます。

まず、1の条例改正の趣旨でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これに基づきまして、個人番号を利用する事務及び特定個人情報を提供する事務、これを追加することなどに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

2の制定内容をごらんください。

2項目の追加でございます。(1)個人番号及び特定個人情報を利用する事務に、次のア及びイの2事務を追加するものです。

アは、肝炎対策基本法に規定する内容としましては、肝炎患者に対して助成する肝炎に

係る医療に要する費用の助成、これに関する事務でございます。イは、熊本県育英資金貸与基金条例による育英資金の貸与に関する事務でございます。

(2)は、県の機関の間で、特定個人情報を提供する事務に育英資金の貸与に関する事務を加え、当該事務に係る情報照会機関、情報提供機関及び当該事務に必要なとされる特定個人情報を定めるものでございます。

(3)は、法律の改正に伴う規定の整理でございます。

3、施行期日でございますが、公布の日となっております。例外として、(2)及び(3)につきましては、法附則1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとしております。

以上でございます。

続きまして、36ページをお願いたします。

11号議案、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正でございます。

説明は、37ページをお願いたします。

1の条例改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、この改正に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容をごらんください。

(1)から(4)まで、法律に伴う改正の内容を記しております。いずれも、法律の改正に伴いまして、根拠となっている規定が変わることに伴う規定の整備でございます。新たな事務を移譲するものではありません。

3の施行期日でございます。

平成29年4月1日を基本としていますが、(1)及び(3)につきましては、公布の日としていただいております。

続きまして、もう1本、38ページをお願いたします。

第12号議案、熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例でございます。

44ページの概要で御説明させていただきます。

ちょっと資料の中段下のほうに括弧書きで参考と書かせていただいております。失業者の退職手当についてと書いておりますけれども、県職員には、失業手当、いわゆる雇用保険が適用されておられません。これにかわるものとして、失業者の退職手当という制度がこの退職手当条例の中にございます。

書いてありますとおり、職員が比較的短期間のうちに退職した場合におきましては、一般の退職手当等の額が雇用保険法を適用した場合の失業給付相当額に満たない場合がある、そういう場合には、その差額を県が失業者の退職手当として支給するという制度でございます。ということで、その改正ということでの説明でございます。

1番の条例改正の趣旨でございますが、雇用保険に係る失業給付との均衡上、ただいま申し上げましたとおり、雇用保険に見合うものということでございますので、その均衡上、勤続期間が比較的短い職員が退職した場合に、県が支給する失業者の退職手当について、雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員退職手当法の改正に準じまして、関係条例を整理するものでございます。

2の改正内容をごらんください。

1項目め(1)が、従来、64歳までとされていた雇用保険の適用の年齢の上限廃止がありました。65歳以降に採用される職員が退職して求職活動を行う場合につきましても、失業者の退職手当を支給することとされたことに伴いまして、必要な関係規定を整理するものでございます。

なお、65歳以降に採用される職員はこれまでございませんでしたが、今後、任期つき等で採用される可能性がございますので、規定の整理を行うものでございます。

(2)でございます。雇用保険の取り扱いに準じ、求職活動に伴う子の一時預かり費用等を新たに失業者の退職手当として支給することとされたことに伴いまして、必要な規定整理を行うものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日としております。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○竹内財政課長 財政課でございます。

続きまして、資料右側45ページをお願いいたします。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明のほうでございますが、ページ飛びまして49ページをお願いいたします。こちらの条例案の概要のほうで説明をさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、道路交通法施行令の改正に伴い、運転免許関係手数料の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容ですが、今回の改正は、道路交通法が改正されまして、運転免許の種類に準中型自動車免許が、それから、免許取得等に係る講習に臨時高齢者の講習というのが新たに設けられております。これに伴いまして、運転免許関係手数料を定めております本条例もあわせて改正するものでございます。

資料の2のところに記載のとおり、新たに手数料を設けるものが5項目、手数料の額を改定するものが13項目、その他準中型自動車免許に係る区分を設けるための規定の整理を行うこととしております。

3番の施行期日でございますが、記載のとおり、道路交通法施行令の施行日でございます、平成29年3月12日としております。

続きまして、ページをおめくりいただいて60ページと61ページ、かなり飛びますが、お

願いいたします。

いずれも、当せん金付証券、宝くじの発売額の範囲に関するものでございます。

説明のほうは、1枚おめくりいただきまして、62ページの概要のほうで説明させていただきます。

まず、議案第23号でございますが、こちらは来年度の県の宝くじ発売額の範囲を決定するものでございます。総務大臣への発売許可を申請するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

来年度につきましては、ラグビーワールドカップ2019大会への支援として新たに協賛くじが発売される予定などがございまして、本年より20億円多く、130億円以内としているところでございます。

次に、下段の議案第24号でございますが、こちらは、本年5月に、熊本地震に係る被災地支援宝くじが、本県分といたしまして66億円発売されております。これを踏まえまして、昨年議決いただいております発売総額110億円、こちらを176億円に変更させていただくものでございます。

財政課は以上です。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料お戻りいただきまして、50ページをお願いいたします。

第14号議案熊本県条例の一齐点検の結果を踏まえ関係条例を廃止する条例の制定についてでございます。

51ページの条例案の概要をごらんください。

条例制定の趣旨でございますが、私どもは、平成26年度及び27年度におきまして、既存の条例について、その運用状況の一齐点検を実施したところでございます。その結果、存続の必要性がないと認められるものがあり

ましたので、これらの条例を一括して廃止するものでございます。

廃止いたします条例は、50ページに記載しておりますけれども、9本でございます。これらの条例につきましては、条例で定める期間が経過した等の理由により、既にその役割を完了しております。

施行日については、公布の日から施行することとしております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井芹税務課長 税務課でございます。

説明資料の52ページをお願いいたします。

第15号議案熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料53ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨でございますが、災害により自動車に被害を受けた者の負担軽減を図るため、被害を受けた自動車にかわる自動車を新たに取得した場合、その自動車に係る自動車取得税を免除する規定を整備するものでございます。

平成28年熊本地震では、多数の建物や土地に甚大な被害が生じたところですが、自動車についても、多数の車両に被害が発生しております。本年10月末現在で約740台の自動車及び軽自動車が、使用不能等を理由に、既に既存の制度としてあります自動車税または軽自動車税の減免措置を受けております。

本県において、自動車は、公共交通機関も補完する交通手段として、県民の日常生活や事業活動において重要な役割を果たしており、今回、被災者の負担軽減を図り、被災者の生活や事業の再建に資するよう、被災した自動車のかわりとなる自動車を取得した場合に課税される自動車取得税を免除しようとするものでございます。

次に、2の主な改正内容ですが、(1)は、災害により所有または使用する自動車に甚大

な被害を受けた者が、被災した日から6カ月以内に災害で被災した自動車にかわるものとして自動車を取得した場合、その申請により、当該自動車に課税される自動車取得税の税額を免除する規定を設けるものでございます。

(2)は、熊本地震以降に発生した災害に伴うものにつきましては、附則を設けて今回の免除規定を遡及して適用することとしているところでございます。

3、施行期日は、公布の日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松岡消防保安課長 消防保安課でございます。

資料の54ページをお願いいたします。

第17号議案財産の取得についてでございます。

財産取得の概要につきましては、55ページにより説明を申し上げます。

まず、取得する財産でございますけれども、品名は、防災消防ヘリコプターでございます。型式は、エアバス・ヘリコプターズ式AS365N3型。3番目、主な装備の概要でございますけれども、記載のとおり、自動操縦装置、それから、ヘリコプター衛星通信、ヘリサットシステムでございますが、そのほか記載のとおりでございます。取得の予定価格については、18億4,680万円。消費税を含む額でございます。契約の方法は、総合評価一般競争入札でございます。

次に、取得の相手方でございますが、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社でございます。

3、取得の目的につきましては、平成13年7月から、現行のヘリコプターが運用開始をしておりますけれども、それから15年を経過し、一般的に防災消防ヘリコプターの更新の目安とされております累計飛行時間に到達す

る見込みであることから、安定運航を確保するために機体を更新するというものでございます。

消防保安課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田企画課長 企画課でございます。

それでは、58ページ、第22号議案熊本復旧・復興4カ年戦略の策定につきまして御説明をさせていただきます。

お配りしているA3の資料、熊本復旧・復興4カ年戦略(案)「主な事項」をごらんください。こちらに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料の右上でございますけれども、新たな4カ年戦略につきましては、蒲島県政3期目の基本方針として、平成31年度までの期間で取り組む施策等をまとめたものでございます。

被災者の生活再建と熊本地震からの創造的復興が県政最大の課題でございますため、復旧・復興プランのおおむね4カ年の取り組みを基本といたしております。

また、これまで蒲島県政2期8年の成果を生かしまして、さらなる発展につなげるため、昨年10月に策定いたしました熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略、この取り組みに加えまして、知事が選挙で県民にお約束した全ての取り組みを盛り込んでいるところでございます。

資料左側の基本理念でございますが、この戦略によりまして、県民総幸福量の最大化に向け、災害に強く、誇れる^{たから}資産を次代につなぎ、夢にあふれる新たな熊本の創造を目指すとしております。

基本目標につきましては、復旧、復興と従来からの人口減少社会への対応、その2つを合わせまして、熊本地震からの創造的復興に何が必要かという観点から、総合戦略の基本目標を見直したところでございます。

そして、基本目標を達成するための取り組みの方向性を、1、安心で希望に満ちた暮らしの創造、2、未来へつなぐ資産の創造、3、次代を担う力強い地域産業の創造、4、世界とつながる新たな熊本の創造、この4つといたしまして、実現に向けて13の施策の柱により展開をしていくというふうにしております。

まず、1の安心で希望に満ちた暮らしの創造の部分でございますけれども、家族や地域の強いきずなが息づく地域づくりなど3つの施策を展開し、災害が起きても、安全、安心で生活でき、進学、就職、出産などの希望がかない、子育てしやすい生活環境で、夢と希望に満ちた暮らしの創造を目指すというふうにしております。

2番の未来へつなぐ資産の創造では、災害に負けない基盤づくりなど3つの施策を展開し、震災で甚大な被害を受けた熊本の基盤を再生し、未来の礎を築くために、次代につなぐ資産の創造を目指すというふうにしております。

3番の次代を担う力強い地域産業の創造の部分では、競争力ある農林水産業の実現、県経済を支える企業の再生、発展など5つの施策を展開し、被災した農林水産業や商工業など地域産業の復旧とともに、災害に強い経営基盤を確立し、全国の地域経済が抱える課題を克服するよう力強い産業の創出を目指していきたいと思っております。

4番目、世界とつながる新たな熊本の創造につきましては、空港、港の機能向上によるアジアに開くゲートウェー化など2つの施策を展開し、阿蘇くまもと空港の復旧、機能強化や熊本港、八代港の海外展開拠点化を推進するとともに、国際スポーツ大会開催等を通じて、世界とつながる熊本の創造を目指していきたいというふうにご考えております。

以上、これらの取り組みを進めることで、熊本地震からの創造的復興、将来世代にわた

り幸せを実感できる新たな熊本の創造を目指していくというふうにしております。

なお、下段にありますとおり、川辺川ダム問題、水俣病問題などについて、引き続きしっかりと対応してまいります。

また、各施策の着実な推進に向け、政策評価を活用したPDCAマネジメントサイクルによる成果重視の県政運営や、市町村と連携した復旧、復興など、地方創生の推進も取り組んでまいりたいと考えております。

この4カ年戦略の案は、10月5日から11月3日まで実施したパブリックコメント、11月2日に開催いたしました幸せ実感くまもと「まち・ひと・しごと」づくり推進会議における意見等も踏まえ、作成をしております。

なお、本件につきましては、県政全体に関する県政運営の基本方針になりますので、他の常任委員会でも同様に報告させていただいております。

私からの報告は以上です。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、63ページでございます。

議案第34号でございます。64ページの概要にて御説明をさせていただきます。

熊本県立劇場の指定管理者の指定の期間の変更についてでございます。

熊本県立劇場は、今年度末の平成29年3月31日に第3期指定管理期間の最終年度を迎えますが、平成28年熊本地震で被災しました施設、それから設備の災害復旧工事に当たり、本県文化施設の拠点として、開館しながら工事施工を行う必要があるなど、公募できる状況にないことから、県立劇場の安定的かつ継続的な県民サービスの提供及び施設の管理、運営を行うため、現行の指定期間を変更し、平成31年3月31日までの2年間の延長をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

右側の65ページのほうをよろしくお願いたします。

報告第1号で、専決処分の報告になります。内容につきましては、66ページの概要で御説明いたします。

専決処分の報告の内容は、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定でございます。

この事故は、平成28年7月2日に、県南広域本部総務部振興課の職員が、公用車で出張した際に、出張先である八代市建馬町にある——ここには書いてありませんが、ゆめタウン八代の駐車場において発生したものでございます。

事故の状況といたしましては、駐車中の公用車に乗り込む際に、運転席のドアをあけたところ、ドアが突然の強風にあおられ、隣に駐車していた相手方の普通乗用車に接触したものでございます。

過失割合につきましては、3にありますとおり、県側100%で、県側の損害賠償額は、4にありますとおり、6万977円となっております。

なお、損害賠償は、県が加入しております損害賠償保険で対応しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○高木健次委員長 この際、5分間休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時7分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、最初に一度立っていたき、課名を言った後、座って説明してください。

質疑はございませんか。

○荒木章博委員 大きく2点ありますけれども、1点目は、5ページの地がけ、これについては、ここに50億ということで予算を計上されておりますけれども、この内訳的な国、県、市の、まあ熊本市の場合は市ですね。市町村の割合をもう一回ちょっと教えていただきたいと思います。

○竹内財政課長 財政課でございます。

御質問いただきました災害関連の地域防災がけ崩れ対策事業でございますけれども、計上しております約50億のうち、49億円関係が地震関係でございます。それ以外に、19億ほど豪雨災害関連がございます。いずれも、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の負担になっております。

特に、熊本地震関係につきましては、特例といたしまして、これまで、崖高5メートル、自然斜面のみだったところが、今回、崖高3メートル、まあ2戸以上の住宅が必要ですけれども、宅地、擁壁等の人工斜面で公共施設を保持する部分につきましては、対象となってきた部分でございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 国が2分の1、その残りの半分を4分の1、4分の1ですから、半分半分でやるということなんですけれどもね。

これは、市町村によっては負担金をとると。だから、4分の1にはならないと思うんですよね。だから、熊本市の場合は、地権者及び所有者からの予算を計上するというふう聞いておりますけれども、そのところは、どういうふうを考えられますか。

○竹内財政課長 済みません、その市町村——実際の事業をやるところが土木部の砂防課というところになりますので、市町村のほう具体的にさらに負担金をとっているかどうかというところまでは、済みません、私のほうでは今把握はしておりません。

○荒木章博委員 いや、それはちょっとおかしいと思うんだよね、僕は。それだけの予算をかけて、国からの半分、そして2分の1、2分の1ということで予算化をしているわけでしょう、今言われたように。それで、さらにまた地域からの予算を計上するというところで、どのくらい、何%ぐらいとるかということぐらい把握して予算化すべきじゃないですか。

○竹内財政課長 基本的には、国2分の1、それから県の4分の1を今回の予算として計上させていただいております。その残りの部分について、基本的には市町村が4分の1という形で理解はしているところでございますが、委員おっしゃるように、地元の負担を具体的にとおられるかどうかというところまでは、済みません、把握しておりません。

○荒木章博委員 まあ、予算ですから、いろいろ住民の負担とかあるんですけどもね。やっぱりこういうのをきちんとして——また、それもはっきりはしていないというようなことで、地域の人たちは、もう住宅あたりが地域崖で壊れているところなんか、下の住宅あたりなんかもう大変な思いなんですよ。ということは、かかれないということなんです、決めてないから。

だから、年度中に決めるのか、また、決めるように市町村まできちんとやっぱり指示をすとか、それは財政のほうの予算じゃない——予算は課長のほうでされるんだけど、担当のほうは砂防課とか土木のほうでや

られると思うんですけども、ある程度やっぱり県が指導して、国からの助成とかの指導してやっぱりそういうふうにはやっていかないと、もうどういうふうにはやっていいのかわからないようなことでは、例えば、地域崖が3,000万も4,000万もかかって、その中の何%というのを個人負担で出させるというなら、なかなか難しい点があると思うんですよ。

だから、これで見ると、物すごく、県、市で半分半分やるんだと、残りはやるんだということで非常に理解をするんですけども、そこまでの配慮があつてしかるべきだと私は思うんですよ。そのところを市町村担当、県の担当とやっぱりすり合わせて予算化すべきじゃないのかというのが私の考え方なんですけれども、どうでしょう。

○竹内財政課長 荒木委員おっしゃったところで、今から予算化させていただいたところで詳細な制度設計をいたしますので、そういった御意見をいただいているということも踏まえて、土木のほうとしっかり協議していきたいと思っております。

○荒木章博委員 災害復興には、今までの予算というのは、これだけの予算がいろいろかかるから、予算化して計画を立てるといことなんですけれども、今回は、地震の場合になると、やっぱり予算を先にやって、いろいろですね、ここにあるコミュニティー事業の問題もしかりですけども、そういったところをある程度把握して出していないと、やっぱり個人あたりの地域崖で修理をする、その集落4～5軒で修理するとなると、やっぱり何百万、何千万の負担がかかってくるやに思えるんですよ。

ですから、そういうところを県がきちんとやっぱりリードして予算化をされるべきじゃないかと思うものですから、その点も、今言われたように、関係課と予算が通過後にされ

るということですが、ぜひそこをきちんとやっぴりやっていたきたい。

だから、これは市町村によっては開きが出るんですよ、何%という。そうすると、やっぴり戸惑いも生じると思うものですから、そここのところの、何というか、一律にやるのか、それとも市町村によって、ばらばらでやるのかですね。市町村が負担するから、地域住民は出さないというところもあると思うんですよ。だから、ちょっと特殊な予算体制になると思うんですけれどもね。だけん、それも引き続きお願いしたいと、よろしくお願ひしたいというように思います。

あとは、また後でいいです、皆さんもありますから。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 ちょっと復興基金の関係ですが、7ページですね。

済みません、基本的な話になりますけれども、今回からが第1次配分ということでやられますけれども、第1次配分というのは、大体いつぐらいまでをめでにやるのかということで、教えていただきたいとします。

○竹内財政課長 まず、市町村と意見交換をする前に、いろんな市町村からの要望等も伺いまして、いずれの市町村といたしますか、ある程度普遍的な事業といたしまして、こちら基本事業の1から5という区分が出てきております。

これらにつきまして、ある程度きちんとやっていく、まあ数年かかる場所もございすけれども、それが総額大体250億円程度は見込めるんじゃないかと。ですので、この1次配分につきましては、この大きな区分に沿って、事柄が出てくれば順次予算化していくという形を考えているところでございます。

○鎌田聡委員 2次配分というの、今後控えているわけですね。

○竹内財政課長 はい。

○鎌田聡委員 一般的に考えると、1次配分が終わって2次配分に移っていくと思いますけれども、1次配分をいつぐらいまでにして、2次配分のメニューというのはまた1から5と変わってくると思うんですけれども、その辺のちょっとスケジュール感、頭の中に入っていたら教えていただきたいとします。

○竹内財政課長 1つは、1次配分部分については、復旧に係るものが多うございますので、できるだけ早いところで予算化をしていく形になると思うんですが、ただ、高等学校等の通学支援とか、あるいは耐震診断につきましては、ある程度時間がかかると思いますか、継続的にやっていく必要が出てくる場所がございすので、具体的に、例えば3年で使い切ってしまうというようなところまでは考えておりません。

事柄といたしまして、こちらについては、大体総額で250億ぐらい確保していこうかというところでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、済みません、2次配分というのは、いつぐらいから考えていらっしゃるのか。

それと、済みません、ちょっとわからないのが、創意工夫事業と2次配分のメニューというのは、これは何か違うんですか。

○竹内財政課長 2次配分というのは、こちらの基本事業1から5というのは、市町村とだけある程度やりとりをして決めてきた区分でございすが、今後、実際の現場といたしま

すか、被災された方であったり、こちら書いてございますように、民間の地域づくりの方であったり、いろんな団体の御意見を聞いて、どういう事業をやったらいいか、他県の事例等も見ながら、こういった同じような区分——基本的な考え方は、活用事業ごとに統一ルールを定めてみんなで取り組みましょうという部分でございますので、そういったところで上の1から5に掲げられてないようなものが出てきたものを考えております。

創意工夫事業分13.2億は、こちら復興宝くじの支援金を原資としているものですから、被災市町村の意見を聞きながら、ある程度自由に市町村が使えるようなところも考えていくのかなということで、まだ13.2億については、どういう事業に充てるかというところまでは考えていない状態でございます。

○鎌田聡委員 創意工夫分については、まだ考えてないということでわかりましたけれども、2次配分の考え方については、やっぱりいろいろと、まあ住民のニーズとか民間団体の思いがあると思いますので、これをいつぐらいから把握してやっていくのかというのは、大体どのくらい、もう来年度とか今年度中とか、その辺はあるんですか。

○竹内財政課長 意見交換のほうは、速やかにやっていきたいというふうに考えております。その中で、ある程度、まあ今回もそうですけれども、こういった一定割合、どちらの被災市町村でも出てくるようなものについては、できるだけ早い予算化を検討していきたいと思っておりますが、なかなかこのタイミングというのは、済みません、今の段階では、ちょっと御意見も聞きながらということしか申し上げられない状況になっております。

○鎌田聡委員 じゃあ、済みません、ぜひ早

目にこういった市町村以外の部分でのやっぱりニーズというの聞き取っていただいて、それがどのくらいあるのかとかということも含めて、ぜひ、その辺の聞き取り、把握、これも急ぎ行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○氷室雄一郎委員 環境保全課ですけれども、この10ページの、まだ水が来てない地域があるわけですがけれども、組合、まあ民営ですけれども、これはある特定の市町村の部分ですかね。それとも、何市町村かにわたっていますかね。それだけちょっと聞かせてください。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

地域水道につきましては、現状、これは、それぞれ市町村の事業については、市町村から被害額とか要望等を聞いて、今予算を計上させていただいておりますが、この地域水道に関しましては、基本、対象にするのが、組合営と申しますか、民営の部分についてになります。中心は西原が一番多くなっておりまして、今上がっているものについては、基本全部、これは西原の簡易水道からだけ、今被害額として上がっております。

○氷室雄一郎委員 大体これは20数カ所じゃなかったかと思うんですけれども、西原村。どの程度だったですかね。

○沼川市町村課長 今上がっておりますのは、簡易水道としては8本上がっております。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、この金額で、西原村についてはこれからやられると思うんで

すけれども、ほぼ水の確保というのは可能なんですか、どうなんですか。

○沼川市町村課長 一応、対象については、全部前広に上げさせておりますので、基本的には、うちのほうとしては、これを復旧すれば、水道源については確保できると思っております。

あわせて、先ほどもちょっと説明があったかもしれませんが、できるだけ民営の水道を村としては公営に移したいと思っております。そういう意向も踏まえて、予算についても、現在の民営の水道について、公営水道と統合する場合に補助率をかさ上げする等して、誘導することにしております。

○氷室雄一郎委員 この西原村の部分は、復興、復旧の部分で水がまだ、この組合の部分が多かったものですから、非常に苦しんでおられたと思うんですけれども、今説明がありましたように、公営水道と統合を進めていくという部分で、これだけの予算を組んで、非常に助かると思うんですが、大体これでほぼ村の要望というのは、このくらいの部分で終わるという可能性があるんですか、どうなんですか。

○沼川市町村課長 私たちも現場に出ているわけじゃないので、その詳細はあれですけれども、少なくとも市町村に全部こういうものをメニュー化して予算を上げますよという意向調査をしましたので、基本、今把握できている分はこれだけなんだと思っております。

ただ、もしこの後出てくれば、当然、先ほど財政課のほうから説明ありましたが、全体250億の枠の中でも、必要があるものについてはどんどん確保していくということになるかと思っておりますので、また次第にわかれば、必要額について積み増しということも考えていきたいと思っております。

○小杉直委員 じゃあ、関連してお尋ねしますが、水の問題ですたいね。今、質問、答えがあったように。

今回の災害でも、食料、水とか、その他たくさん要望があったり、何が一番大事だったかなとか、反省があるわけですが、今回の説明でも、かなりの予算をつぎ込んで頑張っておられることについては慰労申し上げますけれども、いろいろ分析すると、皆さんも御承知のとおり、こういうふうな大災害、特に地震の場合には、水が一番大事ということになってきておるわけですたいね。飲み水ばかりでなくて、トイレ用の水とか。

ちょうど数年前に、井戸を掘ったらどうかというふうな業界から話があったわけですよ。で、甲佐町だけが2カ所井戸を掘っておりますもんね。それが今度もためになったと聞いておりますが、残念ながら、数年前にそういう話があったときに、県のほうは、井戸まではいいでしょうということでお断りになったわけですが、今回、井戸を掘っておったなら、地下水が上がってきて、それを飲み水あるいはトイレ、その他の有効な活用ができたというふうになるかと思いますが、水の問題で、井戸を掘る、井戸を設置するという考えはございませんかね。

○本田危機管理監 井戸につきましては、実は、この県庁が井戸、地下水を持っておりまして、水道がとまったときに、トイレが実際とまったら大変なことになったのが、最後までトイレのほうは流す——水道がとまっている間も、ずっと県庁の、まあ飲み水のほうはちょっとだめだったんですけれども、飲まないほうがいいということで、トイレのほうだけはずっと最後まで使えたということで、非常に有効だったなということをもっと感じたところです。

今検証を進めている中で、後ほど担当課長

のほうから御説明しますが、検証を進める中で、そういう問題、課題も当然いろいろ浮かび上がりますので、それについてどう対応するかということについて、そういう井戸の有効性なんかも考えながら対応を考えていきたいということだと思います。

○小杉直委員 それなら、県庁の敷地内に井戸を掘っておりますか。掘っておるなら、何か所掘っておりますか。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

詳細に、手元に、井戸については把握いたしておりませんが、震災時、今回につきましては、先ほど話がありましたように、トイレ等の水、それから雨水も使ってやっておりまして、不足はございませんでした。ただ、飲料水につきましては、検査しないと飲むことができなかったものですから、検査機関の関係から、かなりの期間、御不自由をかけたという形になっております。

詳細については、済みません、本数については存じ上げていません。

○小杉直委員 なら、私の認識不足もあるかもしれませんので、後日、その問題については説明をまたしてください。結構です。

○荒木章博委員 2回目の地震が起きて、今小杉委員が言われたような、水というものの非常に大切さというのは、私たちも痛感して感じたわけですね。

それで、小中学校、避難所に多くの人たちが避難する、中には校舎に避難し、また、中には犬、猫を持っている人たちなんかグラウンドに避難をするということで、そうしたら、東京の方が、機械を持ってプールの水を普通の水に変えるということで、まあちょっと検査機関の水道局がパニックだったので、

最終的にできなかったんですけれども、プールの水はどこでもあるわけですよ。中学校、高校、ためてあるわけですね。そういったものを活用したのも、やっぱり今度、実験的に熊本県あたりも、1カ所でも検討されるようなことも考えられてですね。

それで、そのプールの水を、トイレができないということで、皆さんがポリバケツを持ってとりにきて、そこで水を流せるように持っていったんですけれども、一番いいのは飲料水として飲まれる、その工法があれば、熊本県も、ぜひ危機管理あたりで、公室長のほうで、検討していただければ、そういう開発がもうじゃんじゃん進んでいるということで、日進月歩で進んでいるということで、もし飲み水になれば、プールの水ならば、数千人の人たちでも何日分かはあるわけですから、そんなところも、今の質問の中のものも含めて検討していただきたいということで、答えは要りませんので、検討していただきたいと思っております。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 先ほどの荒木先生との話と重複するところもあるかと思いますが、復興基金についてですね。

この12月予算では22億とかありますけれども、これからもまだあるんでしょうけれども、先ほど言っていた市町村の負担と地元の負担ですよ。そういう点については、先ほども言ったとおり、市町村によって地元負担を求める、求めないというのもあるかと思いますが、やはりある程度、まあ市町村の裁量によるでしょうから、それは仕方ないとして、やはりなるべく統一していただきたいとか、そういった話はするんでしょうか。県からは、別にそういったものはもう市町村任せなんでしょうか。

○沼川市町村課長 市町村課です。

今委員からも御指摘ありましたけれども、基本的に、今から予算を通していただいた後、要項等をお示しするんですが、事前に市町村に対して、ある程度の自己負担が想定されるようなものについては、それを想定したところでのスキーム的なことを説明もしております。例えば自治公民館等であれば、当然、自治会の中で、改修に向けてもともと積み立て等をされているという前提がありますので、基本的には補助率を4分の3で設定しまして、それについて基金を入れていくというような形でお示しもしているところですが、具体には、予算を計上した後に市町村の意見も聞いたところで具体のところを決めていきたいと思っております。

おっしゃるように、余りにも差が出ると、住民間での不公平感にもつながりますので、先ほど荒木委員からもありましたけれども、その辺は十分配慮した上で進めていきたいと思っております。

○荒木章博委員 実際、12月補正でもうみんな打っているんですよ、予算化しているんですよ、市町村。そうでしょう。だから、ある程度把握をしてないというのはおかしいんですよね。まあ、よかです、答えは。言い出すと切りのなかげん。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 資料の58ページ、59ページ、熊本のこの復旧・復興4カ年戦略ですけども、先ほど企画課の課長から説明がありましたけれども、私も事前にいろいろお話を聞きながら、やっとこの4カ年戦略ができたなというふうなことで、最初は復旧・復興プランだけというふうな話を聞いていたんです

けれども、知事の知事選での公約も位置づけたというふうなことで、私もいろいろ御意見をさせていただきましたが、非常にいい復旧・復興プランができたのではないかなというふうに思っています。

特に、4月に熊本地震が起こりまして、これから熊本はどやんなつとだろかなというふうな心配の中に、何か将来が展望できるような、夢や希望が描けるようなプランができたのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ各部連携しながら、しっかりとこの4カ年戦略を進めていただきたいと思っております。

ちょっと気になるのが、この4カ年戦略といえども、もう既に1年間たってから、残すところ実質的には3年ぐらいしかないわけにありますけれども、そういう短い期間の中でこの4カ年戦略を強く進めていくということについての工夫とか、その辺があつたらちょっと聞かせていただきたいというか、この4カ年戦略に取り組む県の決意をちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○吉田企画課長 今委員から御指摘ありましたとおり、既に、知事の3期目から大分、半年以上期間が経過しております。

今回の復旧・復興4カ年戦略につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、復旧・復興プランのほうを8月に策定をさせていただきましたが、そちらを基本としつつ、これまで熊本県議会の御協力も得ながら、地方創生の先駆けとなるべく取り組んできましたさまざまな取り組みというものを、まさにこれを創造的復興の文脈の中で花開かせようということで、知事の公約だけでなく、そういったものも創造的復興の一つの手段として位置づけをしております。

そういう意味では、これまでやってきた蓄積というものが多少なりともございますので、3年余まだございますので、その間の中

で、これまでの取り組みというものの蓄積を生かしながら、それが創造的復興につながるようにということで、しっかりと、K P Iも今設定をさせていただきましたので、そういったK P Iの自分たちの目標というものをしっかりと達成できるように、しっかりとそこをやっていくという形で頑張っていきたいというように思っております。議会のほうからも応援をいただければというように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小早川宗弘委員 わかりました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、49ページですね。

手数料条例の一部を改正する条例ということで、済みません、不勉強で。準中型自動車というのは、どういうものなんですか。

○竹内財政課長 こちらが、道路交通法で、今、免許の時点で、中型に対します事故が非常に多いということで、3.5トンから5トンまでの間を準中型免許ということで新たに切り出しまして、別の免許といいますか、免許を1つ区分をつくるというものでございます。

それに伴いまして、それに伴う手数料、試験手数料等が必要になるものですから、今回、手数料条例を改正させていただくというものでございます。

○鎌田聡委員 で、この手数料の額ですね。新しくできた分はあれですけども、あと改定をされているやつもありますけれども、これはどういう基準でこの手数料が2,000円とか、そのほか幾つか決めていらっしゃるんですけども、何かあるんですかね、水準が。

○竹内財政課長 標準政令というものがございまして、統一的な、それを見ながら、今回はそれに合わせておりますので、基本的には全国一緒になってくるのかなというふうに考えております。

ただ、手数料そのものは、各都道府県で免許等も交付するというのもございますので、条例のほうで制定させていただくというものです。

○鎌田聡委員 その中でちょっと気になったのが、(1)のイの(ウ)ですか、臨時高齢者講習手数料とか、非常に高齢者の今事故等もふえている中で、非常に重要なことだと思いますけれども、ちょっと手数料の5,650円というのは結構な金額だと思ひまして、これも大体そういった目安なんですか。

○竹内財政課長 そうです。この臨時高齢者講習というのが、高齢者の方で免許を受けられているんですけども、特定の違反行為、例えば信号無視とか通行禁止帯に入っているとか、非常に危険な方について、こういった講習を受けていただいて、継続して免許を取れるかどうかの判断をするものでございまして、そういったこともございまして、こういった額になっているのかというふうに認識しております。

○鎌田聡委員 わかりました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○荒木章博委員 それじゃ、5ページ、20ページ、私学の復興基金関連のことでお尋ねします。

これは、2分の1の激甚法の災害法から国が6分の1、本県が最終的には、その後陳情もあつたり、議会での質問、質疑、いろいろなものがあつまして、6分の1に県が決めたと

ということで、あれが国会議員には土曜日に説明の紙を2枚配られて、そして月曜日に会派には昼から報告をされた。そして、次の朝の火曜日の新聞に、毎日新聞と朝日新聞が、朝日新聞は一面に載りましたね。それで、私に一番に火曜日電話がかかってきましたけれども、荒木議員、このことについてお話を聞きたいということだったものだから。

実際、私は知らぬわけです。それで、市町村課、財政課に問い合わせたら、もう送っていますよと言うものですから、送っていて僕は知らないものですからね。そうしたら、月曜日の夕方の7時半にファクスが1通来ていたんです。私も、5時までぐらいしか事務所にいなくて、次の朝も朝一に出かけていったものだから、そのファクス見てないんですよ。一言、電話一本ぐらい、チームくまもとで県議会もみんな一緒にやっているわけだから、会派によっては説明し、1人については説明もしない。だから、そのことについてどういうふうに思われますか。

私は、申し入れ書を出しました。要するに、これは第2万3,030号で郵便書留で出しています。まだ回答が来ておりません。申し入れ書、復興財源に係る2件に関して、当職への情報伝達が他の会派の議員に比べておこなわれている。関係者からの問い合わせ、照会等に対して、情報をいただけなかったということで、当職において適切な対応ができなかったという事態が相次いでいる。もう3度目ですよ。

私は、当職も熊本県民から選出されておりますので、熊本県民の代表の一人として、他の会派の議員と同じように、まあ同じようにしなくても、電話一本ぐらいやってファクスは送ってやらないと、やっぱりおかしいんじゃないかと。

だから、貴職等の管理責任等の問題も発生しますので、今後の慎重な対応を期待しますので、対応上の改善について申し入れる次第

ですということで申し入れておりますけれども、申し入れに回答がありません。

総務常任委員として、やっぱりきちんとした——どういう考えを持っておられるか、公式な場でお伝えをいただきたいというふうに思います。

○池田総務部長 荒木委員から御指摘もございました。通常、事業のいろんな計画を、内容と制度等を制度化するに当たっては、事前に十分説明させていただいた上で、やはり公表するという段取りは踏むべきだというふうに考えております。

今回、復興基金は非常に重要な課題でしたので、そこは予算案の公表より前に、先立って先生方に説明して、その上で予算の公表の前に公表したいという考えで説明をしていたところ、報道が先行するという形になってしまいました。この点については、大変申しわけなく思っております。

今後、こういった情報管理ですとか、説明のあり方については、今の御指摘も踏まえて、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○荒木章博委員 それは間違っていますよ。情報管理を調整するんじゃないんです。それは、国会議員に全部渡したり、各会派に全部渡せば、それは全部伝わるですよ。それは情報管理じゃないです。私が言っているのは、情報管理をしてくれと言っているんじゃない。私だけ——それは数名おりますけれども、まだ、抜けたのはどうしてですかということをお申し入れしている。そういう感覚だから合わぬのですよ、あなたの話は。

○池田総務部長 先ほど申し上げたとおり、情報管理とともに説明の仕方についても、しっかり検証しなければいけないというふうに思っています。これは今後しっかりと対応し

ていきたいと思えます。

○荒木章博委員 よし、あなたがそう言われるなら、私はここまで言うつもりはなかったけれども、先般、国の間接補助が、予算がおりてきました。そして、6分の1という、私も委員会で局長にも質問したり、答えられました、元気いい声で。そのときに、この6分の1が、8月24日に、文科省かな、あれは。通知があったんですよ。私は、文科省にも、私学の部長にも——前、文化庁にいたから、文化庁の熊本城担当の部長だったから、あの人も電話して言っているんですよ。文化庁のときに、あの熊本城復興を大至急やってくれと、加藤神社まで通るようにしてくれと言ったから、部長がすぐしてくれたんですよ。だから、今度は異動で私学のほうに行ったから、私学の予算もよろしくお願ひしますと、敬意を払って言っているんですよ。

8月24日に文科省から通知があって、総務常任委員に連絡したのはいつですか。教えてください。

○古森総務私学局長 総務私学局古森です。

委員の御指摘のとおり、国のほうで閣議決定しまして、そして、それを文科省のホームページに掲載されたのが24日です。そのお話をするのは、確かにお話として各委員にするのはおくれたというのは事実でございます。それは申しわけないと思っております。

○荒木章博委員 私が、たまたま担当者呼んでどうなっているのと聞いた8月30日に、あなたたちは私に説明したんですよ。だから、24日に決定通知があって、30日の6日おくれで報告があった。委員さんたちにも報告せぬで、次の日にファクスしているじゃないですか、委員さんたちには。

それともう1つ、これは大事なことです。陳情団体には、通知があった次の日に、

私学協会には県の職員が行って説明しているじゃないですか、文書を持って。これは何ですか、このやり方は。陳情団体ですよ。そこには先に行って、わざわざ出向いて行って、2人の職員が説明をするんですよ。それで、委員会には、ここにいるメンバーには一口も言わない。指摘をして、どうなっているかと聞いたら、答えて、うろたえてファクスで流したんじゃないですか。何で次の日に陳情団体にこうやって先にやるんですか。議員軽視じゃないですか。委員会軽視じゃないですか。

委員長、答弁を求めます。

○古森総務私学局長 25日に、委員がおっしゃいます団体に参りましたのは、その情報を伝えるためではなく、翌週に予定しておりました別の私学関係の公的行事がありましたので、その事前説明に参りました。その際、確かに、おっしゃるように、前日に閣議決定をしておきまして、文科省のホームページにも掲載されておりましたので、その話をいたしました。ただ、それは、もう閣議決定しておきまして、ホームページにも掲載されているという、いわゆるオープンになった情報でしたので、担当課のほうもそういう話をしたんだと思います。

ただ、情報の連絡とか周知という面については、確かに私ども欠けておりましたところがありますので、大変申しわけないと思っております。

○荒木章博委員 私は、ちょっとそれは理解できない。別の話があったから行ったんじゃないんですよ。このことを説明に行ったんですよ。そういうふうに私にはちゃんと連絡が来ているわけですよ。その後、すぐに各私学の団体に、そういうふうにして県が来たということでファクスが行っているんですよ。だから、私に聞かれたんですよ、こういうこと

がおりて、お世話になりましたと。私は、聞いておりません、ホームページ見なかったから、じゃあないんですよ。

委員長、休憩を求めます。今の答弁では回答になりません。休憩を求めます。

○高木健次委員長 ちょっと待ってください。今答弁を一生懸命やっているわけですから。

○荒木章博委員 なら、部長に答弁。

○池田総務部長 経緯については、今古森局長から話があったとおりと承知をしております。

今回、国の報道発表があつて、その適切な情報提供がなされなかったということがございました。これだけ委員の先生方から御支援をいただきながら、非常に手厚い支援を国のほうからもいただいているという状況がございます。

こういった状況の中で、国の予算の公表があった段階で、しっかりと委員の先生方に情報提供をするということがやはり必要だというふうに考えております。それが、しっかりルール化されていなくて、徹底されていなかったということは、非常に反省をしております。今後は、こういったことがないようにしていきたいと考えています。

○荒木章博委員 これは、公務員法にも地方自治法にも、公正、公平で物事を行うということは宣言しているんですよ。そういったものが行われぬ。財政課しかり、市町村課しかり。一ファクスで送って、電話一本も、話をしない。会派には説明する。何で公正、公平が保っていますか。知事呼んで、ここで説明してもらわないかぬですよ。

委員長、この答弁では納得いきません。

○高木健次委員長 古森局長の答弁では、国のほうのホームページでも出したということで、それぞれの関係者、委員含めてですね、皆さんがある程度周知をしたんだろうという感じだったということですよ。

○古森総務私学局長 委員長のおっしゃるとおりで、その面で私どもの配慮が欠けたという面はあるかもしれませんが、ただ、そういうオープンにされた情報というところではありました。

ただ、今後は、ちゃんとその辺の対応は、私どもも気をつけてまいりたいと思っております。

○高木健次委員長 だから、その情報というか、連絡が荒木委員のところにはちょっとおくれて行ったということだと思ふんですよ。

荒木委員、そういうことでしょう。

○荒木章博委員 はい、そうです。

それと、この6分の1がおりるとするのは、大変なことなんですよ。ホームページで出たからじゃないんだ。あなたたちは、利益団体じゃないけれども、その陳情団体に2人も職員をやって説明やるんですよ。そのことが私は間違っていると。

総務部長が責任者として総務省から出向して、だから、私は、総務省の幹部に連絡を入れたですよ。そんな総務省職員はたると、熊本県に来て。前回の部長も、私学協会の会長のところに奥さんが勤めているから、情報が筒抜け。その感覚で今まで動くから、陳情ができたことを動くことから、そんな問題になるんですよ。その慣習が残っているんですよ、まだ。総務部長がそこにおいて、奥さんのいる会長がここで陳情したりして、だからそういう風習があるんですよ。議員より、委員長、副委員長にも説明しない。

こんな大事な予算を、待ちに待っている予算を、あなたは陳謝してないじゃないか、今言ったら。そういうところもありますよ。あなたの責任じゃないよ、部長だよ。管理が行き届かないんですよ、あなたは。人のよかだけじゃだめですよ。だから、総務省の幹部には電話をすぐ入れたんだよ、2度も3度も。

○小杉直委員 先生、ほかの質問もあるけん。

○高木健次委員長 荒木委員、最終的に総括の答弁をですね、池田部長、お願いします。

○池田総務部長 今、2件の御指摘がありました。復興基金の情報提供の関係と、あと私学との関係ですね。

いずれも、やはり適切な情報提供を我々怠ったという点で、非常に反省をしております。タイミングも含めて、説明の仕方も含めて、しっかり今回の反省を踏まえて、今後しっかり対応させていただきたいというように考えております。

特に、今回、各種の財政支援の実現に当たっては、荒木先生を初めとした委員の先生方の御支援も非常に賜っております。その結果として実現したという項目もございましたので、そういった点で配慮が欠けた対応をしまして、大変申しわけございませんでした。今後、しっかり対応させていただきたいと思っております。

○荒木章博委員 私も、議員生活をやっぱりこれだけ40年近く、22歳からこの世界に、そしてまた国会の秘書の時代は、総務省から来る人間とは事務次官でも渡り合って要望したり、陳情したりやって、財政課しかり、市町村課しかり——課長聞いとつとね、それは。下向いとかなでこっち向きなっせよ。そんな、議会議員は、県民の負託を受けて議会に

いるんですよ。たとえ1匹でも、1人でも、魂を持ってやっているんですよ、俺たちは。

そして、総務常任委員にも報告もしない、こんな大事な予算を。そして、関係団体に、改めて言うけど、2人も派遣して説明しに行く。あなたたちのやっていることは間違っていますよ。公務員法にも照らして、心に手を当てて考えなきゃ。もう二度とこういうことは言いたくありませんので。

○小杉直委員 いいですか。

○荒木章博委員 ちょっと待ってください、まだ今言いよるでしょう、先生。

きちんと——なら、小杉先生、先生に説明はありましたか。

○小杉直委員 それは私はわからぬ。

○荒木章博委員 わからぬじゃなくて、なかったでしょう。

○小杉直委員 覚えとらぬ。

○荒木章博委員 覚えとらぬじゃなか、なかったんですよ。

○高木健次委員長 荒木委員、私は今総務常任委員長ですけれども、数日後にありました、それは。ただ、しかし、それは、やっぱりホームページで公表してあるということで、これはある程度ほかの方も周知をしているんだなと。たまたま荒木委員が、ホームページあたりも気づかずに、連絡がその後で来たというような……

○荒木章博委員 委員長、それはおかしかですよ。

○高木健次委員長 どうしてですか。

○荒木章博委員 ホームページを見て——見らんならわからぬとですか、これだけの、これはホームページ見るだけの問題じゃないです。それなら、何で私学には説明に行くんですか、次の日に。

○高木健次委員長 その辺の経緯は私もわかりませんけれども……

○荒木章博委員 いやいや、それは違う。そこを委員長が言うなら、委員長、もっと勉強しなさいよ、そこは。それなら、説明に行きますか、私学に。

○高木健次委員長 まあまあ、そう余り……

○荒木章博委員 だから、ホームページで言うならたい、高木委員長、俺はこの問題はフェイスブックで全部上げるよ、そんなことを言うなら、あなたが。否定するほうもおかしいんですよ。委員長がもっと言わなきゃ。委員会の立場を考えなきゃ、もっと。

○高木健次委員長 だから、総務部長も、しっかり、荒木委員に伝わるのが遅かったということで、今謝罪をしているじゃないですか。

○荒木章博委員 いやいや、伝わるのが遅かったと言っているんじゃない。何で陳情団体に先にやったかということが問題なんです、僕が言っているのは。先だったとか後だったかじゃないんですよ。

○高木健次委員長 だから、今総括的な答弁を部長から求めていますから、それでいいんですよ、部長。もうそれしかないですね。

○荒木章博委員 それしかないって、何ですか。

○高木健次委員長 だから、伝わるのが遅かったということ、その辺のあれを今から重々気をつけるということでしょう。

○荒木章博委員 伝わるのが遅かったじゃなくて、私が言っているのは、陳情団体の組織になぜ先に行ったかということの回答を求めているんですよ。

○池田総務部長 先ほど来説明をさせていただいていますが、陳情団体、私学協会に対して別件の打ち合わせがあつて行った際に、そういう話題になったということで伺っております。

そういった意味では、ちょっとその辺の経緯が違うのかなということはあるんですが、また、一番の問題は、やはり国からの予算の公表があつたときに、しっかりと説明をさせていただくべきであつたということだろうと思います。その点についてしっかりと……

○荒木章博委員 はい、わかりました。だから、今後こういうことがないように、今度、もしあつたら、またぴしゃっと私は申し述べますので。

やっぱり、古森局長、ぴしゃっとしなさい、今から。その団体に先に言うなんて、たまたま行ったからなんて、そんな小手先だけのことをやんなさんなよ、ホームページに載ったからとか。

終わります。

○小杉直委員 まあ、荒木委員のお気持ちは、私は察することができます。

55ページ、防災ヘリコプターの件ですが、これにヘリテレはあるんですか、ないんですかな。

○松岡消防保安課長 消防保安課でございます。

今小杉委員お尋ねのヘリテレでございますけれども、地上でのテレビ画像の送信システムでございますが、現行の機種にはヘリテレを積んでおります。ただ、新しい機種につきましては、ヘリテレ、それからヘリサットと、一応、今後は積みかえも含めてヘリテレのほうも考えておりますけれども、基本はヘリサットで運用をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○小杉直委員 ヘリサットは、ヘリテレの役目もするということですか。

○松岡消防保安課長 おっしゃるとおりでございます。同じような装置でございますけれども、ヘリサットのほうは、通信衛星を利用して、そちらを介して画像を送信すると。ヘリテレのほうは、地上の電波でございますので、地上に建てましたアンテナを通してするというので、そこら辺の違いでございますが、いずれも同じようにヘリコプターから撮影する画像を災害対策本部等に送信するシステムでございます。

○小杉直委員 了解しました。

○高木健次委員長 ほかに。

○河津修司委員 今に関連しますけれども、このエアバスのヘリコプターを買われた。現行もエアバスですよ。それで、何かやはり同じ会社のほうがいいのか、何かあるんでしょうか。

○松岡消防保安課長 今回、エアバス社を選定いたしましたのは、総合評価方式による一般競争入札でございます。事実、3者から

の入札というか、応札があつておつて、最終的に機能、それから価格面、それからあわせてランニングコスト等、総合的に評価を我々のほうでした結果として、エアバス社のN3プラス、後継機を選択したということでございます。

○河津修司委員 同じ会社、現行のやつと同じですよ。違うんですか。

○松岡消防保安課長 登録上は同じ機種、型になっておりますけれども、現有機の進化した型で、N3プラスと通常は申し上げております。現有機と比較をいたしますと、自動操縦装置とか、それから航法装置、オートホバーと言いますけれども、そういった操縦系統についてコンピューター制御等の改造がなされておまして、現行機種よりも安定的に運航できるとか、そういうような進化をしている機種でございます。

○河津修司委員 やはり操縦する側から見ると、同じ機種というか、同じ会社のほうがやっぱりやりやすいとか、そういったのも選考基準の中にあつたんですか。

○松岡消防保安課長 特に同じ機種を意識して評価等は、私どもは、今回はいたしておりません。あくまでも、現行機種の機能をいかに生かしながら、さらに安定性、安全性等が図られていくかということを基準に、機種を選定してまいつたところでございます。

○高木健次委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 今のヘリ関連で、21ページに、繰越明許費で29億出ているんですけども、これは何か納入時期がおくれるという話だったんですが、実際の購入額は18億なんですよね。この差は何なんです、差額は。

○松岡消防保安課長 もともと予算計上では、机上の価格算定をしておりますので、予定価格としては29億ということで予算をお認めいただいております。実際に入札をしたところで、今回18億7,000万円余の金額で落札をされたということで、その金額、そこに差が出てきているということでございます。

○鎌田聡委員 まあまあ、理由はわかりましたけれども、10億ぐらい下がっているということとあわせて、非常にその辺が大丈夫なのかなということと、落とした後に納入時期がおくれる理由が、先ほど29年の後半と言われたと思いますけれども、1年以上おこなっているこの理由は何なんですか。

○松岡消防保安課長 ヘリコプター自体が注文生産という形になりますので、受注を受けた後、それから生産をしていくということになっております。それで、大体受注をしてでき上がるまでに1年以上の日数を要するというので、来年度の後半——今からの受注になりますので、来年度の後半での完成、納入というような形になっているところでございます。

○鎌田聡委員 わかりました、理由は。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第10号から第15号まで、第17号、第21号から第24号まで及び第34号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外12件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外12件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第22号を議題とします。

請第22号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

請第22号について御説明申し上げます。

この請願は、熊本私学助成をすすめる会からのものでございます。

趣旨は、公立、私立間の学費、教育条件の格差をなくすため、私学助成の大幅増額を求めるものでございます。

請願事項は7項目ありますので、それぞれの項目につきまして、現状や県の取り組みについて御説明申し上げます。

まず1点目は、経常費補助金の公立学校教育費の2分の1までの増額を求めるものでございます。

本県における経常費の生徒1人当たり単価は、この10年間で10%程度伸びております。また、生徒1人当たり投入される公費の総額につきましては、公立の約3分の1であったものが、現在では約2分の1となっております。

2点目は、就学支援金への県負担制度の創設による年収350万円以下の家庭に対する授業料の無償化を求めるものです。

平成22年度に就学支援金制度が始まりましたが、平成26年度に、年収350万円未満の世帯に対する加算が、それまでの1.5倍から2倍に増額されております。

また、県の授業料減免補助につきましても、平成21年度までは、家計急変などを除き、市町村民税非課税世帯が対象でしたが、平成22年度から、年収350万未満の世帯まで拡大しております。

3点目は、授業料等減免制度における学校負担5分の1の撤廃を求めるものです。

授業料減免補助の割合につきましては、平成16年度に減免額を増額するなど、補助制度を充実した際に、県と学校が協力して支援に取り組むとの趣旨で学校の理解をいただき、それまでの定額補助から、県が8割を補助する定率補助に変更したものです。

4点目は、私立学校の災害復旧事業に対する予算措置を求めるものでございます。

私立学校施設の災害復旧については、国の第2次補正予算において、激甚法に基づく2分の1の補助に加え、経常費助成による6分の1のかさ上げ補助が措置され、さらに、今定例会において、県単独による6分の1のさらなるかさ上げ補助を提案しております。

5点目は、耐震化予算の継続に関する国への要望でございます。

10月に、県議会から国へ提出された私学助成の充実強化等に関する意見書の中に、私立学校施設耐震化への補助の拡充が含まれているとともに、県と県議会で行っている国の施策等に関する提案においても、耐震改築補助制度の延長と予算確保を国へ要望しております。

6点目は、特別支援教育制度の充実のための予算措置を求めるものです。

県では、発達障害など特別な支援を要する生徒の受け入れに対する学校への経常費補助の加算や、退職教員等を活用して授業補助等を行う場合の経費に対する補助のほか、学校の求めに応じ、専門的知識を有する特別支援相談員を学校に派遣しています。

7点目は、非正規雇用の専任化を推進する臨時特別助成制度の創設を求めるものです。

教員の数につきましては、高等学校設置基準に基づき、適正な数を確保するようになっております。県では、経常費補助において、専任教員の数を算定項目の一つとし、各学校における適正な専任教員の確保を支援しているところです。

請願の各項目の説明は以上ですが、県としましては、教育環境の充実確保のため、精いっぱい取り組んでいるところです。

なお、去る9月定例会におきまして、熊本県私立中学高等学校協会及び同保護者会から私学助成の充実を求める請願がなされ、採択をされまして、国に意見書が提出されております。

9月定例会の請願と今回の請願は、ともに私学助成の充実を求めるものでございますが、9月定例会の請願は、私学助成の一層の充実が図られるよう、国に対し意見書の提出を求めるものでございました。今回の請願は、国に対しての要望もあります。主として県に対し予算上の対応を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第22号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第22号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高木健次委員長 挙手少数と認めます。よって、請第22号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査をすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いします。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

私のほうからは、熊本地震のおおむね3カ月間の対応に関する検証の現状報告をさせていただきます。

A4の縦紙をごらんください。

まず、この検証の趣旨、目的について御説明いたします。

熊本地震への対応につきましては、初動の応急対応から復旧、復興のステージに進んでおり、防災対策の強化に早急に取り組む必要があることから、まずは発災からおおむね3カ月間の応急対応について検証を行っております。

なお、復旧、復興に対する対応は現在も進行中でございますので、その検証については、別途、来年度以降行うこととしております。

検証に当たりましては、2にありますとおり、8つの観点から進めております。時間の都合により全ては御説明できませんが、幾つ

かA3サイズの資料により説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をごらんください。

初動対応につきましては、評価できる事項といたしまして、③に記載のとおり、九州広域防災拠点として整備をしておりました防災駐機場に多くの応援へりを受け入れるなど、受援に活用することができました。

一方で、課題の③のとおり、グランメッセ熊本など、広域防災拠点となる施設が被災をして、十分な活用ができないという事態も発生いたしております。

このことから、改善の方向性といたしまして、施設の耐震性の強化や分散化などが必要だというふうに考えております。

ページをおめくりください。

2ページ目、被災者の生活の支援につきましては、評価できる事項といたしまして、③にありますとおり、保健師による安否確認、健康相談が行われた結果、熱中症の重症化を抑制するなど、被災者への支援を行うことができました。

また、課題といたしまして、②にありますとおり、先ほど先生方から御指摘がありましたとおり、水の確保を含むトイレの整備が不足するなどの課題がございました。

また、④にありますとおり、車中泊など指定避難所外の避難者の把握が非常に困難でございまして、情報や物資の提供が難しいという面がございました。

このことから、消防団や自主防災組織と連携をした避難者の把握体制が必要になってくるというふうに考えてございます。

次のページにお進みいただきまして、被災者の生活支援の続きでございますけれども、⑥にございますとおり、国による物資のプッシュ型支援は、被災者の不安解消に大きく貢献をいたしました。

一方で、課題の⑧のとおり、支援物資が市町村の物資拠点などに滞留する、いわゆるラ

ストワンマイルの問題など、物資が被災者にスムーズに行き届かなかったという事態もございました。

このことから、今後は、国や県、市町村、民間企業を含め、物資の供給体制の再構築が必要になってくるというふうに考えてございます。

4ページをおめくりください。

被災者の住まい確保につきましては、評価できる事項といたしまして、①のとおり、罹災証明書発行に関する市町村への説明会の開催などによりまして、速やかにその体制を整備することができました。

一方で、課題の②にありますとおり、住家被害認定調査の手法について、市町村ごとに基準に差があるのではないかという御指摘があり、その調整に県として苦慮いたしました。

このことから、今後の大規模災害が発生した場合には、定期的に熊本市を含めた市町村間の情報共有を図る必要があるというふうに考えております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

民間企業等との協力につきましてはですが、評価できる事項として、②にありますとおり、国、県、それから、県の社会福祉協議会、JV OADによる連携会議を定期的に開催いたしまして、これにより情報や認識の共有を図ることができました。

一方で、各市町村間でボランティア数の過不足が生じるなどの問題がございましたので、広域的な調整を行う仕組みが今後必要ではないかというふうに考えております。

続きまして、6ページでございますけれども、国、県内市町村、それから全国の自治体と連携した取り組みといたしまして、今回、発災直後から、熊本とゆかりのある国の幹部が現地対策本部に入っていたことや、県職員を被災市町村へ迅速に派遣をしたこと

で、速やかな対応ができたというふうに考えております。

一方で、県や被災市町村において、受援体制が未整備でありまして、応援職員の受け入れや活用が十分にできないといった面も報告されております。

このことから、今後は、県や市町村の受援体制を強化していく必要があるというふうに考えております。

7ページでございますけれども、自助、共助による対応といたしまして、自助による安全確保や共助による避難者支援が十分に機能した地域があった一方で、その取り組みが十分ではなかったという地域もあったというふうに聞いております。

このため、現在作成中の防災ハンドブックなどを活用いたしまして、自助、共助をさらに推進してまいりたいというふうに考えております。

それから、8ページ目でございますけれども、施設、設備等の耐災性と復旧対応、それから、業務継続・再開対策についてですが、評価できる事項といたしまして、①にありますとおり、県庁舎について、事前に耐震化や非常用燃料タンクの増設を行っており、本震後も、引き続いて県庁では業務継続ができました。

一方で、市町村庁舎等の中には、使用不能となった施設もございましたので、今後は、庁舎などの耐震化や防災機能の強化を行っていく必要があるというふうに考えております。

最後、9ページでございますけれども、災害対応を行うための庁内体制といたしまして、評価できる事項としては、①にありますとおり、発災後に庁内の業務や組織の見直しを行いました。

一方、課題といたしまして、①にありますとおり、震災業務が一部の所属に過度に集中をいたしまして、業務執行に支障が生じる場

面もございました。

このことから、今後は、災害時に休止、縮小すべき業務や部署間の役割分担の見直しなど、庁内のBCPの見直しが必要であるというふうに考えてございます。

主な検証内容の現状に関する御説明は以上でございます。

なお、改善の方向性に記載されている事項については、今後、県の防災計画に記載するものもでございます。また、国や関係機関との調整が必要なもの、予算措置が必要なものなども含まれておりますので、その実現に向けて、各部局、各市町村と一緒に頑張りたいと思います。

最後に、A4サイズの資料にお戻りいただきまして、今後のスケジュールですけれども、1月に、報告書の素案を中間報告として皆様にお届けしたいと考えております。

また、この中間報告について、国、市町村等の関係機関に意見を伺った上で、最終報告書案を作成して、3月の総務常任委員会で御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございます。

大空港構想NextStageの素案についてですが、御説明の前に、この構想の核となります阿蘇くまもと空港の創造的復興につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

A4横の阿蘇くまもと空港の創造的復興についての資料をごらんください。

まず、現状のところですが、国内線ビルにつきましては、これまで5期にわたる増改築がなされ、完成から既に45年が経過している部分もあり、今後、数年以内に建てかえ等の検討が必要な状況となっております。

次に、国際線ビルは、完成から33年が経過しており、今後インバウンドの増加が見込まれる中、今年度から、国内線ビルと連絡通路

で結ぶ増改築工事を予定していたところ、熊本地震が発生いたしました。

3つ目の被害状況は、国内線ビルの躯体部分を中心に多大な被害を受けており、いまだ立入禁止の区域が残っている状況です。

真ん中の列でございますが、空港の復旧、復興に向けて、有識者会議及び経済5団体から、大きく3点の提言をいただき、検討を進めてまいりました。

まず、九州の広域防災拠点機能の強化として、大地震等の大規模災害が発生しても、継続して機能を発揮できる建物をとということです。右の方向性のように、十分な耐震性能を有する強固な建物にする必要があります。

下の欄外に紹介しております熊本県公共施設整備ガイドラインから見れば、重要度係数は、少なくとも多数の者が利用する施設、学校などの1.25以上に強化する必要があると考えております。

2点目として、甚大な被害を受けた益城町を初めとします熊本都市圏東部地域の広域のかつ長期的な発展に資するようしていく必要があります。

3点目は、九州中央に位置する国際空港の整備として、海外からのゲートウェーとなるインバウンド需要に十分対応できる国際線ビルへ機能強化を図る必要があります。

こうした検討の結果、方向性として、阿蘇くまもと空港を創造的復興のシンボルとし、十分な耐震性能を有する国内線、国際線を一体化した新たなターミナルビルの建設が必要と判断したところでございます。

次に、その実現のために、2枚目の資料でございますが、コンセッション方式の導入を目指すこととしております。

制度について御説明します。

この制度は、国が土地等の所有権を引き続き持ちながら、民間に運営権を設定し、滑走路、駐機場などの航空系事業と空港ビル、駐

車場などの非航空系事業を一体経営させるもので、空港運営の民間委託です。

図のように、管制業務は引き続き国が実施し、滑走路、駐機場、駐車場には運営権が設定され、空ビルについては、三セクから譲渡される形で民間による一体運営が行われることとなります。

なお、国から委託される民間事業者は、公募によって決定されます。

3枚目をごらんください。

運営委託に向けたスケジュールと他空港の事例を示しております。

一般的に、まず、左から3番目の滑走路やビルなどの資産調査が国において実施され、次に、その情報などを民間事業者へ示し、マーケットサウンディングと呼ばれる民間投資意向調査が行われます。

そのマーケットからの意見を踏まえた上で、国交省の実施方針が策定、公表され、その後、運営権者の公募、審査、選定というプロセスを経て、民間による運営が開始されることとなります。

他空港の事例としては、仙台空港が、本年7月から委託がスタートしております。高松空港では、選定プロセスに入り、先週、募集が締め切られたところです。福岡空港、仙台空港でも手続に入ったところです。

民間による運営がスタートした仙台空港では、路線誘致の面で効果が出始めており、開始前は6便であった国際線が、現在は15便に増便されています。また、ターミナルビルの改修やアクセスの改善が計画されるなど、利用者の利便性向上に向けた動きも出てきております。

コンセッション方式は、民間の知恵と資金を活用し、空港のポテンシャルを最大化する取り組みで、地域経済の活性化や発展に寄与する有効な手法であると考えております。

阿蘇くまもと空港においては、ターミナルビルの建設に当たり、設計の段階からこのコ

ンセッション方式を活用することで、他空港にない効果も期待できると考えております。

なお、本日午後、知事が国土交通大臣に対し要請を行う予定であり、熊本の将来の発展に資する空港となるよう要請し、しっかり協議をしまいたいと考えております。

それでは、A3の1枚紙、熊本都市圏東部地域グランドデザイン、大空港構想NextStageの紙をごらんください。

平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの中で、阿蘇くまもと空港のあり方も含め、甚大な被害を受けました地域の創造的復興を推進するグランドデザインとして、大空港構想NextStageを策定するとしておりました。

これまで、大空港構想は、空港を核として、空港周辺地域のポテンシャルを生かし、活性化を図ろうとするものであり、今回のネクストステージも、地震で甚大な被害を受けた空港周辺地域を、阿蘇くまもと空港の創造的復興を核として、波及が期待されます効果を生かしながら、活性化に向けて動きを加速させていこうという考えです。

その素案の概要につきまして、簡単に説明いたします。

一番上の策定の基本的な考え方ですが、空港や益城インターチェンジを最大限に活用し、広域的・長期的視点から、当地域の再生、発展に向けた将来像や取り組みの方向性などを示すものです。

また、この方向性に沿って、県と市町村が連携し、各復興計画との整合を図りながら取り組みを進めていくこととしております。

全体の将来像といたしましては、地域のポテンシャルを最大限に生かした創造的復興の実現を掲げ、これにより有識者会議でも提言いただいた、熊本県経済を力強く牽引する地域を目指すとともに、県内でも最も被害を受けた地域でもありますので、誰もが安心して便利に暮らせる地域の実現を目指してまいりたいと考えております。

また、この実現のためには、地域への新たな投資を呼び込むことが必要であり、その視点として、民間活力、イノベーション、柔軟な制度運用の3つをキーワードとして掲げております。

そして、その当地域の目指す姿といたしまして、空港、産業、暮らしの3つを挙げておりますが、その中でも、大空港構想として、空港を創造的復興のシンボルとして、また、地域活性化の起爆剤となるよう、交流人口の増大、スムーズな空港アクセス、広域防災拠点の実現を目指す姿としております。

その実現のために、右側の欄に主な取り組みの方向性として黒丸の4つ、空港ターミナルビルの創造的な復興、機能強化、さらなるネットワークの拡大、アクセスの改善、防災拠点としての機能強化を挙げています。

現時点の取り組み例として、コンセッション方式の導入による国内線・国際線ターミナルビルの一体的整備や新規路線の誘致、また、アクセスの定時性、速達性確保に向けたソフト・ハード対策等を掲げております。

また、産業につきましても、これまで空港周辺地域は、企業の立地も進んでいる地域ですので、空港の創造的復興を起点として、新たな産業や雇用の創出を目指して、立地性を生かした産業の誘致やICT、IoTを活用した新たなサービスの展開などにも取り組みますとともに、観光面でも、空港の創造的復興をさらに生かしていく方向性を示しております。

また、暮らしにつきましても、住みたい、暮らしやすい地域の実現を目指し、住民サービスの向上につながる取り組みや、県道熊本高森線の4車線化などの交通の利便性向上などの取り組みの方向性を示しております。

先ほど申し上げましたとおり、コンセッション方式の導入による民間の知恵やノウハウを活用した空港の活性化は、地域経済への波及も期待できるものです。阿蘇くまもと空港

の創造的復興が、この地域の可能性を広げるように、よい影響を及ぼし、民間投資が受けられる環境になっていくよう描きながら、現在、この素案をもとに各市町村と意見交換を行っております。年内をめどに策定したいと考えているところでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題について御報告をいたします。

資料のほうは、川辺川ダム問題についてというのをごらんください。

去る10月26日に、第5回球磨川治水対策協議会を開催いたしました。

この球磨川治水対策協議会では、裏面に参考で記載しておりますけれども、9つの対策案について検討を進めております。第4回までに、引堤、放水路等の3つの対策案を検討してまいりました。

今回、第5回の協議会では、残りの3つの対策案及び川辺川筋の治水対策案について協議を行いますとともに、ダムによらない治水を検討する場で積み上げてまいりました対策の進捗状況について説明をいたしました。

会議では、9つの対策を単独で実施したとしても、目標としております昭和40年7月洪水と同規模の洪水に対応することはできないという認識を共有いたしました。

市町村からの主な意見でございますけれども、相良村のほうから、川辺川筋の引堤等の実現可能性を懸念する意見、また、人吉からは、人吉市周辺の掘削、引堤の開始等で住民の安心感が高まっており、感謝するというような発言がございました。

今後の進め方につきましては、9つの治水対策案の検討状況を取りまとめまして、パブリックコメントを実施した上で、単独では目

標に達しませんでしたので、複数の対策の組み合わせ案について検討していくこととしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、昨年から、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

ついては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で委員から何かありませんか。

○小杉直委員 大分時間が押しておりますので、ちょっと気の毒だなと思いますけれども、2点ほど。

総務部長にちょっとお尋ねですが、コピーを持ってきましたが、地元新聞に公務員の冬のボーナスで出とるわけですよ。県庁職員さんが平均して82万余、教職員さんが平均して91万余、警察職員さんが平均して76万余。これは年齢とか勤務年数によって違いますか

ら、これをどうこうということじゃありませんが、これは横に置いて、ことしの2月の議会で増永議員が、行政職と公安職の給料の格差について質問をされました。当時は、前総務部長だったかな、必要に応じて見直しを検討していくというような答弁でしたもんね。

それで、今度は、私は、2月に教育警察常任委員会におったわけですが、県警本部の警務部参事官か警務部長に、増永議員の本会議での質問に対して、どうおたくちは思っているかと聞いたわけですよ。そうしたら、本部長が答弁して、確かにワンランク下に格付されているのは事実ですと、ですから、できるだけ行政職とのバランスを図っていただきたいと思っておりますというようなことを言ったわけですよ。

それで、その後、当時の総務部長と委員会とは別の場所で話したときに、県警本部長が答弁したということは、非常に重さを感じますというようなことでしたから、ああ、これはいい方向に行くかなと思うとったら、転勤をされたわけですね。

それで、ひとつ、この不公平感について、池田総務部長はどうお考え、また、今後の方針はどうお思いでございますか。

○池田総務部長 今回の給料表、特に公安職の給料表と行政職の給料表で格差があるのではないかというような御質問をいただきました。

行政職、公安職等の給料表については、国もそうなんです、行政職、公安職、教育職といった形で、職に応じて別々の給料表をつくっております。この給料表については、格付も違うし、給料の金額も違うという形で、別々な金額、格付でもって給料表を別につくっているという経緯もございまして、そういった国の制度等を参考にしながら、県の給料表のほうも定めさせていただいているという

状況でございます。

そういった意味で、なかなか単純にこれとこれが格差があるということは比較しづらい部分もございますが、ただ一方で、他県で見直しが行われているという事例もあるというふうに承知しております。

そういった事例も見ながら、引き続きここは検討させていただきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 まあ、おっしゃる意味もよくわかりますが、やっぱり教職員も県職員も警察職員も同じ熊本県の職員ですから、そのところは、見直される部分は、ぜひひとつ前向きに見直していただきたいと要望しておきますが、次に、人事委員会の委員長がお見えになつてほしいところでしょう。（「事務局長」と呼ぶ者あり）おたくたちは、専門的で中立的な立場にある職務ですが、今の質問に対しては、いきなりの質問で恐縮ですが、どういうふうにお思いですか。

○山口人事委員会事務局長 人事委員会事務局でございます。

今委員からお話がありましたように、我々は中立的な立場でございまして、各任命権者に対して、勤務条件、それから給料表等について、意見を、勧告をするという立場でございます。

そういう中で、先ほど総務部長からの御意見がありましたように、我々も、その件につきましては、現場の声も聞きながら、協議、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○小杉直委員 せっかくの機会でありますから、ひとつ不公平感がないような方向で、前向きに検討していただくように要望しておきますね。

もう1点、小牧課長がどこか来とつたら

う。さっき、おたくにちょっとこの資料では聞きそこなつたわけですが、地域づくり夢チャレンジ事業というのを以前に補正したでしょう。で、9月補正で2,000～3,000万の予算をつくられたと思うですけれども、今よく話が出ておる復興枠を含めた全体の交付決定の状況というのはいかがなつてますか、今。

○小牧地域振興課長 地域振興課でございます。

今委員のほうからおっしゃられました復興枠については、まず9月補正に、各地域で熊本地震の関係で風評被害とかによって交流人口が減少していることから、震災からの復興に向けた各地域を元気づけるイベント等を支援しようということで、復興枠をつけたところでございます。

これは2,000万予算措置いただいたところでございますけれども、それを含めた全体の交付決定状況だろうと思います。

地域づくりチャレンジ事業復興枠、また、2月補正で、広域連携を支援する加速化交付金事業というものを支援しております。合わせますと約3億ぐらいの補助金の予算を措置しておるところでございますが、現段階でほぼ予算措置を——見込みも含めてでございまして、予算措置をほぼ執行する、約2億9,000万を超える額を今交付決定しているところでございます。

これも、ひとえに広域本部、また各地域振興局が、日ごろから地域の団体の中に入り込んで掘り起こし事業等を、またアドバイザー事業等をつくっております、そういった成果が出ているんだろうと思います。

以上でございます。

○小杉直委員 この政策というのは、いろんな関係者に聞くと、結構中身が濃ゆくて効果があるんですね。今の時点で答えられるかどうかはわかりませんが、来年度予算に予算編

成する方針はありますか。

○小牧地域振興課長 まさに今、来年度の予算については編成作業が行われておるところでございます。正式な予算については、2月議会で正式にお答えすることになろうかと思っておりますけれども、地域における地域資源の磨き上げとか、交流人口の拡大とか、それぞれの地域で取り組んでいるもの、また住民の思い、また、先ほどありました復旧、復興の4カ年戦略、これのさらなる実現の中においては、できるだけその思いに応えられるような予算となるよう、しっかり頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○小杉直委員 さすがにあなたはやっぱりすばらしい答弁するんですね。ぜひそういう方向でお願いしときます。

以上です。

○荒木章博委員 今の小杉委員が言われたことで、夢チャレというのは大体2分の1、ただ、災害復旧については4分の3ということで、非常に高く、ただ、全体の予算枠がちょっと少ないんですね。

そういったところで、企画振興部長、この予算も計上されたということは、私は、今小杉委員が言うたように、すばらしい対応の仕方だというように思います。だから、来年度も、引き続きこの予算よりか、少しでも上げてでも、市町村に、文化や歴史や伝統、そういうものの復興とか、また、奮起をしていただけるようなことも、今後もやっていただきたいというふうに思っています。

それともう1点は、夢チャレのほうで、今度は50万ですかね、予算をかけられて、熊本県立劇場で2回、そして、東京の四谷で、今度17日土曜日に昼夜やられます。

そうした中で、先般、委員会でも申したか

と思うんですけども、やっぱり熊本でやったときは7割しか入らなかった。夏目漱石というのは、今ちょうどテレビでも2局でやってですね。非常に熊本が——熊本からイギリスだったか、行かれたときの模様とかなんとかを劇で、私も見させていただいたんですけども、そういった中で、東京でもできるだけ満員になるようにですね。

せっかくの機会ですから、2回もやられるということで、私もまた東京へもいきます。私費で行きますので。それで、ぜひ、向こうの県人会とか、満員になれるようにですね。430人しか入りませんから。そして、漱石と新宿との関連というのは物すごく、東京との関連は深いわけですから、そのところはうでしようかね。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 荒木委員のおっしゃられたような形で、漱石、特に東京でのこういった記念年に合わせての熊本の漱石をPRする機会というのは、大変貴重で、重要なものというふうに我々も思っております。

今委員からおっしゃられたように、東京県人会の総会あたりでも告知を、チラシを配ったりですとか、また、我々といたしましても、漱石を県外でPRする機会、こういったものを考えておりました。ちょうど折よくいいですか、新宿のほうの紀伊國屋あたりでそういうふうな告知をしたりですとか、ちょうど時期に合わせたPR活動も行いながら——今回の東京公演は、午前午後2回公演というふうな形でございまして、もう昼の部分につきましてはほぼ完売しているというふうな状況と聞いております。

そういった形で、こういうふうな熊本の魅力を県外でPRすることを中心的に、我々のほうとしても、支援して、一緒にやっていきたいというふうに考えており、実行しているところでございます。

○荒木章博委員 文化団体と、お菓子の香梅さん初め、副島先輩たちが中心となって、熊本の文化を東京に発信しようということで頑張っておられますので。課長も行きなはるでしょう、見に行つとんなはらぬけんね、熊本。まあ、いいです、いいです、それは。頑張ってください。

終わります。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○池田総務部長 1点よろしいでしょうか。

突然の御報告で大変失礼いたします。

本日、総務省において、平成28年特別交付税の12月分が交付決定をされる予定です。特別交付税については、12月と3月の2回にわたって交付されますが、その第1弾ということになります。

今回については、委員の先生方の御協力をいただきまして、震災関連特例も含めまして、大幅な増額が、特に被災の大きかった団体については見込まれるという状況です。

一部金額の全体像だけは明らかになっておりますが、県分については約684億。これは、昨年の12月の交付と比べて、6.4倍になっています。この金額は、基金の510億を除いた金額です。基金の分をプラスすれば、1,000億を超える規模で12月交付があるという状況です。市町村分については、193億余ということで、約3.3倍という状況になっております。

今後、夕方までに総務省のほうから各市町村ごとの内訳が送付をされてくるということになりますので、届き次第、委員の先生方にファクスで送付をさせていただきたいと思っております。遅くなる場合には連絡をさせていただきます。

（「よかったですね」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 以上で本日の議題は全て

終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が3件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして、第6回総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました、どうも。

午後0時43分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長